## 登 録 証 返 納 届 出 書

年 月 日

福島県知事様

住 所

氏名又は名称

法人にあっては 代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第15条の規定により、登録証を返納します。

〔返納理由〕 (どちらかに○をすること。)

- 1 承継により、所管行政庁が変更になったため。
- 2 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 3 項に規定する建設業の許可を福島 県知事以外から受けたので、所管行政庁が変更になったため。

## 登 録 証 返 納 届 出 書

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 ㈱★★電気工事

法人にあっては

代表者の氏名 代表取締役 ★★ ▲▲

電気工事業の業務の適正化に関する法律第15条の規定により、登録証を返納します。

〔返納理由〕 (どちらかに○をすること。)

- 1 承継により、所管行政庁が変更になったため。
- 2 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 3 項に規定する建設業の許可を福島 県知事以外から受けたので、所管行政庁が変更になったため。